

京都市市民防災センター条例の一部を改正する条例（平成16年12月24日京都市条例第25号）（消防局安全救急部市民安全課）

京都市市民防災センターの利用者の拡大を図るため、休所日を次のとおり変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
(1) 月曜日 (2) 毎月の第3火曜日 (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日である1月1日を含む。） (4) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	(1) 月曜日。ただし、次に掲げる日を除く。 ア 1月17日及び9月1日 イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」といいます。） (2) 月曜日が(1)イに当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日（当該日が月の第2火曜日に当たるときは、その翌日） (3) 毎月の第2火曜日（当該火曜日が休日に当たる場合を除く。） (4) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市市民防災センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年12月24日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第25号

京都市市民防災センター条例の一部を改正する条例

京都市市民防災センター条例の一部を次のように改正する。

第3条中「月曜日」を「月曜日である1月17日及び9月1日を除く月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日（当該日が月の第2火曜日に当たるときは、その翌日））」に、「第3火曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日である1月1日を含む）」を「第2火曜日（当該火曜日が休日に当たる場合を除く）」に、「同月2日」を「1月1日」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（消防局安全救急部市民安全課）